

デカボえひめ・省エネ家電導入促進事業 参加店舗募集要項

愛媛県（以下、「県」という。）では、今年度、エネルギー価格の高騰を踏まえ、省エネ性能の高い家電製品の購入を支援することにより、家庭におけるエネルギー費用負担の低減をはかるとともに、県民の脱炭素アクションを引き出す「デカボえひめプロジェクト」と連動し、温室効果ガスの削減を図ることを目的として、「省エネ家電導入促進事業」を実施します。

この要領では、本事業に参加する家電製品の販売を行う県内店舗の募集にあたり、必要な事項を定めます。

1 事業概要

事業主体	愛媛県（環境・ゼロカーボン推進課）
事業実施主体	デカボえひめ・省エネ家電購入応援キャンペーン事務局 （以下、「事務局」という。）
キャンペーン名称	デカボえひめ・省エネ家電購入応援キャンペーン
キャンペーン内容	実施期間中、参加店舗において対象製品（新品に限る。）を購入した者に対し、上限額に応じた金額を商品券にて還元する。なお、還元の上限額は4万円であり、購入時期が異なる複数の対象製品の申請は可能であるが、1製品あたりの上限額は本体価格の1/2以内（1,000円単位で切り捨て）とし、3万円までとする。 加えて、購入対象期間に、1人あたり1回の申請に限る。
対象者	以下の項目をすべて満たす者。 ① 愛媛県内にある参加店舗において対象製品となる省エネ家電を購入（インターネット購入は除く）する愛媛県民 ② デカボ my スコアに取り組むこと ③ 愛媛県が実施するアンケートに回答すること
対象製品及び対象基準	① エアコン 統一省エネラベル3つ星以上 ② LED 照明器具 統一省エネラベル4つ星以上 ③ 冷蔵庫 統一省エネラベル3つ星以上 ④ テレビ 統一省エネラベル3つ星以上

2 キャンペーン対象となる要件について

キャンペーン参加店舗となるための登録申請を行うに当たっては、次の（ア）から（ケ）の要件を満たす必要があります。

- （ア）愛媛県内に所在する実店舗（営業所等を含む）であること。EC 店舗等は対象外とする。
- （イ）対象製品に省エネラベルを表示し、顧客の生活環境等に応じた家電製品の選び方等についてアドバイスを行うとともに、省エネ性能について適切に案内すること。
- （ウ）キャンペーンの実施に必要な手続きを行うこと。**申請者にデカボ my スコアの算定が申請要件となっていることを説明するとともに、申請者のデカボ my スコアの算定を補助すること。**
- （エ）キャンペーンに関して不正が疑われる状況等を覚知した場合には、速やかに県及びキャンペーン事務局に報告すること。
- （オ）本要領及び別途定めるキャンペーンの実施に係る加盟店マニュアル等に従うこと。
- （カ）キャンペーンの実施に関連する法令、条例等（特定家庭用機器再商品化法等）を順守すること。
- （キ）県（事務局）からの求めに応じて、申請チケットの配布済枚数を報告すること。
- （ク）キャンペーン終了後も、省エネ家電の効果等の説明に努めること。
- （ケ）キャンペーン終了後も、デカボ my スコアの周知に努めること。

3 キャンペーンの実施にあたり、参加店舗が実施する事項等

参加店舗の要件に定めるほか、キャンペーンの実施にあたり、参加店舗では以下の事項を行っていただく必要があります。

【還元額の交付申請に関する手続き】

- （1）購入対象期間中、自店において対象製品を購入した者（以下、「購入者」という。）に対して、以下の事項を実施してください。
 - ・身分証の提示等により、購入者が愛媛県民であることを確認する。
 - ・購入者に申請用キャンペーンチケットを配布する。
 - ・当該購入に係る領収書又はレシートに押印する等の方法により、キャンペーンチケットを配布したことが確認できるようにする。
- （2）還元額の交付申請は購入者本人が行うものとしますが、**購入者が申請に関してサポートを必要とする場合は、店舗において適切に対応をお願いします。また、申請者にデカボ my スコアの算定が申請要件となっていることを説明するとともに、申請者のデカボ my スコアの算定を補助してください。**
- （3）キャンペーンチケット配付に係る購入製品の返品があった場合は、直ちにキャンペーン事務局に連絡し、対象者の住所・氏名及びキャンペーンチケットの番号を報告した上で、対象となる購入のレシート画像を提出してください。また、返品の際にはキャンペーンチケットも返還していただくようご案内してください。

【その他、キャンペーン参加店として必要な事項】

- (1) 参加店舗登録後に送付するキャンペーン用のポスター、チラシ等の印刷物を来店者から見やすい場所に掲示する等、事業の周知にご協力ください。
- (2) 本事業の実施に係る苦情・紛争等が生じた場合は、自らその解決に努めるようにしていただきますが、必要な場合は、キャンペーン事務局にご相談ください。

4 キャンペーン参加店舗の登録方法について

(1) 参加店舗登録申請の方法

店舗登録申請期間中に、インターネットのキャンペーン特設サイト上で申請してください。



<キャンペーン特設サイト URL> <https://ehime-shoenekaden.com>

(2) 参加店舗登録申請期間

令和6年8月19日(月) ~ 令和6年10月14日(月・祝)

※随時受け付けておりますので、キャンペーン特設サイトをご確認ください。

※予算の上限に達し次第、参加登録店舗の受付も早期に終了する可能性がありますのでお早めに申請ください。

(3) 登録・申請

登録申請のあった事業者について、県及びキャンペーン事務局の確認により適当と認められる場合は参加店舗として登録します。

(4) 申請に当たっての注意事項

- ・この募集要項をよくお読みいただき、事業内容をよくご理解のうえ、登録申請を行ってください。
(やむを得ないと認められる場合を除き、店舗登録の辞退はできません。)
- ・店舗登録申請は、インターネットによる手続きを原則とします。
- ・県内に複数店舗をもつ事業者についても、店舗ごとに登録申請を行ってください。
(複数店舗をまとめて申請することはできません。)
- ・参加店舗登録が完了した店舗は、順次キャンペーン特設サイトへ掲載いたします。

5 参加店舗登録後の手続き

・参加店舗登録後、キャンペーンの趣旨及び内容並びに参加店舗において行うべきこと等を説明するマニュアルを送付しますので、熟読の上、内容について十分に理解したうえでキャンペーンに参加してください。また、不明点などがある場合は、下記、コールセンターに問い合わせる等により、確実に疑問を解消するようにしてください。

・キャンペーン特設サイトには、購入者向けの FAQ（よくある質問）を掲載しておりますので、適宜確認し、事業実施の参考としてください。

6 対象店舗の登録取り消し

次のいずれかに該当する対象店舗があることが判明した場合は、速やかに県に報告し、県が指示した場合は当該店舗の登録を取り消すものとします。

- (ア) 法令、条例等に違反している場合
- (イ) 登録申請において虚偽の内容があることが判明した場合
- (ウ) その他、対象店舗として不相当と認められる場合

7 問い合わせ先

本事業の実施や、参加店舗の募集に関する問合せは「デカボえひめ・省エネ家電購入応援キャンペーン」コールセンターにおいて対応します。

【コールセンター電話番号】 050-3317-0620

【コールセンター対応時間】 平日 9:00～17:00 <令和6年8月19日（月）開設>